

御意見の概要と御意見に対するデジタル庁の考え方

凡例

御意見の概要に対するデジタル庁の考え方においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	口座登録法
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則	口座登録法施行規則
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	番号利用法

番号	御意見の概要	御意見の概要に対するデジタル庁の考え方
1	セキュリティもまともでもないのに、管理をするのはおかしい！今の問題をきちんと把握し、取り組むべきだ！試験的に、一度国会議員が試してから、マイナンバーも含め実行してみて精査してやってみたらどうか？	マイナンバー制度における情報の管理にあたっては、今まで各機関で管理していた個人情報を引き続き当該機関で管理してもらい、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。登録された情報の管理については、番号利用法等に基づき、デジタル庁において適切な措置を講じます。
2	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令案に反対します。未だ不安定なマイナンバーカード制度に銀行口座を紐付けるなど個人資産に辿り着きやすい制度を作ることは更なるサイバー犯罪の助長に他ならないと感じるからです。	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5ページの改正前欄の14行目「新設」は「加える」のほうがよい。2ページの2行目の例と同様に。 ・ 1枚目と2枚目にページ数を記入したほうがよい。 ・ 8ページの第九条の標記部分を除く全体に傍線を付したほうがよい。 	御意見として承ります。
4	口座をマイナンバーに紐づけることは、国家による資産の管理に他なりません。反対します。	登録される情報は、金融機関名や口座番号等であり、口座の登録により行政機関等が預貯金残高等を把握できるようになるということはありません。
5	マイナンバーと銀行口座の紐付けは反対です。	御意見として承ります。